



島根県報

平成24年6月29日（金）

号外第99号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【規 則】

島根県会計規則の一部を改正する規則

（審 査 指 導 課） 2

公布された条例等のあらまし

◇島根県会計規則の一部を改正する規則（規則第75号）

1 規則の概要

- (1) 総務事務センターに置かれる出納員に、総務グループリーダー及び給与管理グループリーダーの職にある職員を追加することとした。（第12条第1項関係）
- (2) 総務事務センターに置かれる会計員に、総務事務センターに勤務する職員で出納員の職にあるもの以外のもの（総務グループ又は給与管理グループに属する職員に限る。）を追加することとした。（第12条第2項関係）
- (3) 支出負担行為の確認に関する事務（総務事務システムにより処理するものに限る。）を総務事務センターの出納員に委任することとした。（第13条関係）
- (4) その他規定の整備

2 施行期日

平成24年7月1日から施行することとした。

規 則

島根県会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年6月29日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第75号

島根県会計規則の一部を改正する規則

島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）の一部を次のように改正する。

第12条第1項中「旅費管理グループリーダー」を「総務グループリーダー、給与管理グループリーダー及び旅費管理グループリーダー」に改め、同条第2項中「旅費管理グループ」を「総務グループ、給与管理グループ又は旅費管理グループ」に改める。

第13条第4項中「知事が支出の命令を行う旅費に係る」を削り、「確認に関する事務」の次に「（総務事務システム（電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。）により報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金及び旅費のうち会計管理者が別に定めるものを処理するものをいう。以下同じ。）により処理するものに限る。）」を加える。

第159条（見出しを含む。）中「旅費事務システム」を「総務事務システム」に改め、「（職員の旅費に関する条例施行規則（昭和27年島根県規則第61号）第3条第2項の旅費事務システムをいう。次条において同じ。）」を削る。

第160条中「旅費事務システム」を「総務事務システム」に改める。

附 則

この規則は、平成24年7月1日から施行する。